

## 学生相談学事始め(4)

田 中 宏 尚

### 1 節 はじめに（これまでの経過）

学生相談学事始め（序）（2009）において、表題の「学生相談学事始め」は大げさのものとし、せいぜい学生相談論であろうと述べた。しかし日本学生相談学会は創立 50 周年を記念しての「学生相談ハンドブック（2010）」や他にも「学生相談必携 GUIDEBOOK（2012）」等の発刊を見ると学生相談に対する独自の理論や実践を備えており、「学」としての体裁を整えてきていると思われる。

学生相談とは、一般的には学生生活（大学院、大学、短大、高専などの高等教育）における進路や学業に関することから精神保健面における問題に至るまで、広く「生き方」に関する相談をいう。戦前の日本の大学は大学生を紳士として扱い学生相談は存在しなかった。旧制高校にしても旧制大学に入れるのはほんの 1 パーセント台のスーパーエリートであった。ちなみに旺文社（2011）によると昭和 15（1940）年の旧制中学の生徒数は 43 万人で進学率は約 7% であり、この時代の大学生数は約 8 万人である。

戦後の学制改革にあたり、アメリカはその指南役として教育使節団を送ってきた。講師団の委員長はロイド博士であり、日本側の講師団とともに、SPS（Student Personnel Service）の研修会を行った。その講義内容が「学生助育総論（1953）」に纏められている。その中で、教室における研究と学習のみでは不十分であり、正課教育以外の人間教育の重要性を主張した。その後 SPS は全国各地で開催され、昭和 28（1953）年に東京大学など 2 校に学生相談所が開設されている。それらの理念やそれまでの成果から当時の文部省は学徒厚生審議会に「学生厚生補導の組織およびその運営」を諮問し、学徒厚生審議会はその翌年に「学生の厚生補導の組織およびその運営について」と「大学における学生の健康管理の改善について」（昭和 33 年答申）（1958）を答申している。

SPS の領域は①入学試験、②オリエンテーション、③修学指導、④課外教

育、⑤適応相談、⑥記録・調査・テスト、⑦学寮の運営、⑧奨学援護、⑨厚生福祉、⑩保健指導、⑪職業指導、⑫女子学生の世話、⑬特別指導の領域と広く、その担当は従来の事務官が行うのではなく専門職が行うことが前提となっていた。しかし当時の大学の状況は全学連などの対応に、厚生補導関係の教職員が前線に立ち学生を育てるという余裕もなく、また大学入学者も10%台のエリート学生（マーチントロウ、1976）であり、国立大学のように研究中心のところにおいて、修学指導・適応指導や職業指導などにおいて教職員特に教員が対応することに違和感もたれており、SPSの理念が理解されていなかったと思われる。

SPSの中で前述の修学指導、適応相談、記録・調査・テスト、保健指導は事務官では対応できずそれらを専門分野とする学部の教官や学生部の保健師などが対応し、その他の分野は事務官が対応していた。学生相談所が設立されても日本においては臨床心理学などを専門とする心理学者も少ない現状にあった。また、保健指導の分野は「健康管理」へと移り、その主要分野も「結核」から青年期に発症しやすい「精神病を中心とする精神障害」への変遷していた時代であった。そして保健管理センター（以下センター）構想が出てきた。

学生相談は学生の悩みや問題を個人の成長、発展上の事柄としてみて、それらを援助するという教育モデルの元であり、センターは管理の名前に見られるように学生の悩みや問題を病理としてみる早期発見・早期治療の専門家中心の医学モデルに基づいている。センターが開設されるようになってからは、国立大学の学生相談は田中（1990）が述べているように、これまで開設された学生相談所があるところではそことセンターの2カ所、開設されていないところはセンターで学生相談を行うことになった。このことは学生相談はどのような学生を対象とするのかということに繋がる。教育モデルはすべての学生が対象となり、医学モデルはノイローゼや精神病にかかりやすい一部の学生が対象となる。

齋藤（2010）は大山（2000）が考察した戦後の学生相談の歴史を五つの時期に分けて整理している。SPSがアメリカから導入され、「教育の一環としての学生相談」という理念が定着していく「黎明期（1946年～）」。そして厚生補導並びに学生相談は「充実期（1953年～）」を迎え、やがて「すべての教職員が学生を育てる」という機運が全学連の運動などの諸般の事情で薄れ、「衰退期（1960年～）」に入ることになる。そして保健管理センター設置により、一部の専門家に任せておけばよいという「停滞期（1970～）」に入るとしている。そして「大学における学生生活の充実方策について（以下廣中レポート）（2000）」を契機として、学生相談の「再興期（2000～）」を迎

えることになる。「停滞期」とは齋藤によれば、学生相談・学生支援というものが大学教育の中で傍流の位置づけに置かれたということである。

筆者（2011）は学生相談学事始め（2）において、「停滞期」における学生相談関係者や筆者自身の実践や取り組みを詳しく紹介し、それらの努力が「再興期（2000～）」に繋がることとなった背景について考察した。その中で「学生像の変化」と「学生相談方法のイノベーションモデル」を取り上げ、前者は従来の自ら悩み自発的に来談する学生から不登校学生（スチューデントアパシー）や行動化を起こしやすい人格障害を中心とする未熟な学生の増加であり、下山（1991）は「悩めない学生」と命名している。彼は従来の学生相談は来談者は悩みを自覚しておりそれに対して心理療法が最も適した援助方法としている。しかし悩むことができない未熟なそして行動化しやすい人格障害を持つ学生には「悩みの解決や病気を治すことを目的とする治療モデル」ではなく青年期の成長を積極的に援助することを目的とする「発達援助モデル」による活動が重要となると述べている。下山等（1991）それには従来の学生相談とは異なったアプローチが必要になってくるとし、学生相談活動を分類している。

学生相談学事始め（3）（2012）において、廣中レポートが答申された背景について論じ、そしてそれが学生相談に与えた影響について国立大学が法人化された2004（平成16）年までを考察した。学生像の変化は単に学生だけに帰することができるものでなく、それは日本社会の変化や大学の在り方とも関係している。文部大臣（当時）は1987（昭和62）年に「大学等における教育研究の高度化、個性化、及び活性化等のための具体的方策」について、大学審議会に諮問した。大学審議会は1991（平成3）年からそれぞれの課題について答申し、最終的に1998（平成10）年10月に「21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）－競争的環境の中で個性が輝く大学－」を答申した。答申においては4つの基本理念すなわち①課題探求能力の育成を目指して教育研究の質の向上、②教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、③責任ある意志決定と実行を旨とした組織運営体制の整備、④多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善をあげている。天野（2002）は大学設置基準の大綱化により、教育課程編成が自由化され、法規や行政指導による「ハードな規制」は、自己点検・評価による「ソフトな規制」へと置き換えられていると述べている。

平成7年3月、オウム真理教団は地下鉄サリン事件を起こし多くの死傷者を出した。松本サリン事件をはじめこの教団による一連の事件に関わっていたのは、ほとんどが高学歴で、とりわけ幹部の中に国立大学の最高レベルの教育を受けた理系出身者が多く含まれていた。文部省（当時）はその問題に

ついて、「今や、学生相談や学生のメンタルヘルスに関する問題は、一部の専門家だけの問題ではなく、大学・高等専門学校全体が関わらなくてはならない問題になっており、各大学等においては、これらの学生に対し、その問題解決のために十分に答える必要があります。そのためには、日常学生と接する教職員一人ひとりが、まず、その重要性を再認識し、その知識と対応法を身につけていただくことが重要であると考えています」ということでメンタルヘルス研究協議会を発足させている。

前述の大学審議会答申やメンタルヘルス研究協議会を受け、1999（平成11）年7月に文部省高等教育局に調査研究会が立ち上げられ、「大学における学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学づくりを目指して－（2000）」の報告書が発表されている。報告書では以上述べたような大学をめぐる状況や学生の実態の分析により、「今後の大学のあり方－視点の転換」として、(1)「教員中心の大学」から「学生中心の大学」への視点の転換と(2)正課外教育の積極的な捉え直しを上げている。特に教員の意識改革を取り上げ、「教員自身がまず、正課教育はもちろんのこと、正課外教育も含めた大学生活全般の中で、学生の人間的成長を図り、自立を促すため適切な指導を行っていくことが教員の基本的責任であることを明確に認識する必要がある。」と述べている。その上で教員に対する研修の実施、事務職員の専門性の強化、教員と事務職員の連携の強化を提言している。

特筆すべきことは学生相談に多くのページをさき、さらにその理念や意義を捉え直している点にある。すなわち「これまで学生相談機関は、問題のある一部の特別な学生が行くところというイメージが根強くあったが、本来学生相談はすべての学生を対象として、学生の様々な悩みに応えることにより、その人間的成長を図るものであり、今後は、学生相談の機能を学生が人間形成を促すものとして捉え直し、大学教育の一環として位置づける必要がある」としている。そして「それも同じ場所にいつも同じカウンセラーがいるという安心感とともに学内の教職員との連携がとりやすいなどの利点から、可能限り常勤（専任）のカウンセラーなどの配置」を提言している。また「何でも相談窓口」の設置を提案し、学生が相談しやすい環境作りを図っている。「廣中レポート」は40年遅れた学徒厚生審議会答申（昭和33年答申）にそったものであったが、報告書であったために国立大学においては早坂（2003）が論じているように影響が大きかったが、公立大学や私立大学においては影響が少なく限定的であった。

## 2節 目的と方法

大綱化により、国立大学においても学生相談機関の独自の体制を取ることが可能になり、学生相談体制が充実していく大学とそれを必要としない大学

の差異化が表面化した。さらに法人化により定員管理はなくなり大学の裁量に任されることになった。学生相談・支援においても大学の執行部の方針により、変革が迫られることになる。本研究では、まず大綱化や法人化により学生相談体制がどの様に変化していったのかを取り上げる。次に「廣中レポート」で指摘された改善方策がその後どうなっていったのかについては、日本学生支援機構によって発表された『大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－（以下苫米地レポート）』を取り上げる。

3 番目に前述の「21 世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」のもとに文科省で実施された「特色ある大学教育支援プログラム（2003～2007 年）（以下特色 GP）」、「現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム（2004～2007 年）（以下現代 GP）」、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（2007～2009 年）（以下学生支援 GP）」が学生相談体制に与えた影響、最後に公立大学である本学の学生相談の特徴を考察し、本論文を閉じることにしたい。方法としては「学生相談研究会議報告書」、「学生相談研究」、「メンタルヘルス研究協議会報告書」に掲載された関連論文、「苫米地レポート」、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム事例集」などの関連資料が代表的なものとなる。

### 3 節 国立大学の法人化が学生相談体制に与えた影響

廣中レポートの提言の影響として、前述の早坂は国立大学において①学生支援全般として担当専門員の配置、②学生相談として一般教職員による「なんでも相談員」の設置等を上げている。公立大学においては筆者の印象では、人や組織の改編を伴うものは影響がない（カウンセラー増員など）が、③修学支援として、担任教員制の強化・オフィスアワーの制定等や、④就職支援として、求人情報の提供と就職ガイダンスの充実・キャリア教育科目の開設等、今のままの教職員の努力で可能なものは公立大学においても同様におこなわれているように思われる。

齋藤（2005）は全国の国立大学の法人化後の「学生支援に関する組織及び施設の新設・改組・改編」の調査では、85 校のうち 76 校（89.4%）が変化ありと回答していると述べている。「人員・スタッフのの変化」では「カウンセラー」は過半数の 45 校で増員、かつ 7 校が常勤教員を配置しており、他職種とは際だった相違を示していると法人化の影響を強調している。

それでは 2004（平成 16）年におこなわれた国立大学の法人化による学生相談体制への影響について見ていく。法人化による学生相談体制への影響を見るために前述の日本学生相談学会の 1997（平成 9）年、2003（平成 15）年、2006（平成 18）年、2009（平成 21）年の調査結果と文部省（当時）に

よる2000（平成12）年と学生支援機構の2010（平成22）年の調査（2011）を基に考察を加える。学会による調査項目は学生相談機関の設置状況、相談機関の名称、開室日数、開室時間、室数、活動予算、カウンセラー総数、実質カウンセラー数、専任カウンセラー配置、来談者実数、来談者延べ数、報告書の発行、活動の内容等多岐にわたっているが、ここでは学生相談機関の設置状況、専任（常勤）カウンセラーが置かれているのかを取り上げ、その他にも重要な項目として、2009（平成21）年の学会による調査の中で「専任カウンセラーの有無と活動内容・システム整備」の関係について触れていく。

### （1）調査状況、設置状況

表1-1に国立大学、表1-2に公立大学、表1-3に私立大学の学生相談機関に関する、学会あるいは文部省の回答数や設置率をのせている。

表1-1 調査状況、設置状況

	国立大学					
	1997	2000	2003	2006	2009	2010
発送数	109	98	126	128	126	86
回答数	78	98	66	77	70	84
回答率(%)	71.6	100.0	52.4	60.2	55.6	97.7
相談機関有	59	97	63	74	59	注1
設置率(%)	75.6	99.0	95.5	96.1	84.3	注1

表1-2 調査状況、設置状況

	公立大学					
	1997	2000	2003	2006	2009	2010
発送数	53	66	76	82	87	83
回答数	37	61	48	52	48	77
回答率(%)	69.8	92.4	63.2	63.4	55.2	92.8
相談機関有	30	54	40	45	42	注1
設置率(%)	81.0	92.0	83.3	86.5	87.5	注1

表1-3 調査状況、設置状況

	私立大学					
	1997	2000	2003	2006	2009	2010
発送数	443	457	567	627	645	599
回答数	306	444	323	407	386	566
回答率(%)	69.1	97.2	57.0	64.9	59.8	94.5
相談機関有	290	399	288	369	350	注1
設置率(%)	94.8	91.1	89.1	90.6	90.7	注1

「廣中レポート」が2000年に出され、2004年に国立大学が法人化されている。今回の資料は2000年と2010年が文部省、学生支援機構による調査でその回収率が国、公、私立とも90%以上と高いが、学会による他の調査は多くは60%台とそれほど高くはないところに特徴がある。学生相談機関の設置率は廣中レポート以前のは国立においては75.6%であったが、2000年以降90%台の後半と非常に高くなっている。これは不登校や発達障害の持つ学生の増加など学生の多様化が起こりそれらの機関が必要とされたものと思われる。ただし2009年の学会の調査では84.3%となっており、何故低く出ているのかこの調査結果からはわからない。公立大学と私立大学は設置率だけから見るとそれらの影響をあまり受けていないように思われる。

(2) 常勤(専任)カウンセラーのおいている大学

表2-1 常勤カウンセラーのおいている大学

	国立大学					
	1997	2000	2003	2006	2009	2010
配置	24	28	32	35	38	50
未配置	42	69	34	39	21	34
配置率(%)	36.5	28.9	48.5	47.3	64.4	59.0
合計	66	97	66	74	59	84

表2-2 常勤カウンセラーのおいている大学

	公立大学					
	1997	2000	2003	2006	2009	2010
配置	1	5	3	3	5	14
未配置	28	49	45	42	43	63
配置率(%)	0.3	9.2	6.3	6.7	10.4	17.6
合計	29	54	48	45	48	77

表2-3 常勤カウンセラーのおいている大学

	私立大学					
	1997	2000	2003	2006	2009	2010
配置	30	83	42	57	83	273
未配置	199	310	281	312	303	293
配置率(%)	13.1	21.1	13.0	15.4	21.5	48.3
合計	229	393	323	369	386	566

次に常勤カウンセラーの配置率については国立、公立、私立大学の配置率を表2-1～3に示した。常勤カウンセラーは国立・公立大学は教育職が多く、私立大学においても教育職のところもあるが多くの事務職での採用である。常勤カウンセラーの配置はそれまでも各大学の方針に任されており、学

生相談の必要性を感じているところは常勤カウンセラーが置かれていた。国立大学においては大綱化や法人化により定員管理がなくなり複数のカウンセラーを採用したり、全く採用しないなどその格差が広がってきている。これらの表では人数に関係なく配置率を見ている。表2-1より2009年度には64.4%と法人化の影響が出てきていることが伺える。表2-2より公立大学も少ないながら配置率が高くなっている。これも公立大学の法人化とも関係していると考えられる。私立大学は学生数の多い大規模の大学から専門職養成の少人数の単科の大学まで幅が広い。大規模な大学や中規模であってもキリスト教系の大学には常勤が置かれているように筆者の経験より感じている。

### (3) 専任カウンセラーの有無と活動内容・システム整備の関係

学生相談活動は「学生相談学事始め(2)(2011)」で論じたように、①援助活動(教示助言・危機介入・教育啓発・心理治療・療学援助)、②教育活動(個別指導・研修会・講義・情報提供)、③コミュニティ活動(システム媒介・メディア媒介・ネットワーキング・スクリーニング)、④研究活動(調査研究・研究会・研究報告)の4つの分野がある。また別の観点から見れば、齋藤(1999)が整理した①「厚生補導モデル」、②「心理臨床モデル」、③「大学教育モデル」がある。学生相談学会(2010)は2009年の調査の中で「専任カウンセラーの有無と活動内容・システム整備の関係」を取り上げている。表3にその関係を示した。表より、相談活動の一部、利用促進活動の一部、組織的位置づけ、倫理規定、評価・自己点検の一部においては有意な差が見られなかったがそれ以外にすべてにおいて有意な差が確認されている。以上からも専任カウンセラーの存在の重要性が見て取れるし、それも国立・公立大学(法人)のように教育職での採用が望ましいのがわかる。



表3 専任カウンセラーの有無と活動内容・システム整備の関係(1)

	専任あり		専任なし		$\chi^2$
<b>相談活動</b>					
個別カウンセリング	132	100%	434	99%	0.00
グループカウンセリング	50	38%	67	15%	25.06 **
教示・助言	114	86%	284	65%	6.62 *
居場所による援助活動	72	55%	121	28%	21.56 **
教職員・保護者等へのコンサル	122	92%	337	77%	2.94
危機介入	111	84%	188	43%	32.54 **
療学援助	91	69%	147	34%	30.20 **
特徴ある援助活動	31	23%	46	11%	12.58 **
<b>授業</b>					
中心となる授業	24	18%	8	2%	48.20 **
部分的に担当する授業	32	24%	27	6%	31.90 **
その他の授業	10	8%	20	5%	1.73
<b>正課外プログラム</b>					
講演会	59	45%	90	21%	22.49 **
グループ活動	48	36%	26	6%	72.11 **
その他行事	37	28%	50	11%	18.25 **
<b>利用促進活動</b>					
ガイダンス	111	84%	353	81%	0.14
パンフレット	124	94%	314	72%	6.42 *
ホームページ	100	76%	187	43%	21.84 **
ポスター	98	74%	287	66%	1.10
その他	41	31%	287	66%	21.07 **
<b>予防・啓発活動</b>					
スクリーニング	45	34%	89	20%	8.11 **
リーフレット	78	59%	185	42%	6.16 *
ガイドブック	36	27%	56	13%	13.11 **
ホームページ	61	46%	109	25%	15.35 **
その他	21	16%	109	25%	3.62
<b>ピア・サポート活動</b>					
中心的役割	20	15%	28	6%	9.19 **
非中心的役割	25	19%	39	9%	9.04 **
連携なし	19	14%	39	9%	2.98
行われていない	56	42%	259	59%	5.20 *
<b>教職員対象</b>					
FDSDを実施	31	23%	55	13%	7.97 **
FDSD以外を実施	48	36%	80	18%	14.69 **
他機関の研修に協力	60	45%	83	19%	28.25 **
研修への関与なし	20	15%	188	43%	21.54 **
<b>大学運営</b>					
執行部との意見交換	50	38%	117	27%	4.26 *
学生支援に関する委員会参加	89	67%	192	44%	11.33 **
危機管理に関する委員会参加	37	28%	62	14%	11.17 **
大学運営にかかわらず	19	14%	153	35%	14.26 **

表3 専任カウンセラーの有無と活動内容・システム整備の関係 (2)

	専任あり		専任なし		$\chi^2$
保護者対象の活動					
保護者対象の活動	62	47%	115	26%	13.90 **
内部研修					
内部研修を行った	80	61%	115	26%	34.78 **
業務時間として認められている	71	54%	86	20%	42.74 **
予算が確保されている	41	31%	41	9%	33.06 **
外部研修					
外部研修への参加	120	91%	283	65%	9.79 **
業務時間として認められている	108	82%	171	39%	37.68 **
予算が確保されている	101	77%	181	41%	25.20 **
調査・研究					
調査・研究の実施	103	78%	183	42%	26.36 **
調査研究の扱い					
業務として位置づけられている	80	61%	130	30%	26.16 **
学会参加が業務	91	69%	85	19%	80.27 **
予算が確保されている	58	44%	61	14%	43.57 **
業務時間として認められている	74	56%	101	23%	35.78 **
学外貢献					
業務として認められている	80	61%	123	28%	29.94 **
業務として認められていない	13	10%	75	17%	3.51
わからない	34	26%	166	38%	4.31 *
活動報告書					
刊行している	90	68%	82	19%	81.90 **
組織的位置づけ					
事務組織系統	81	61%	280	64%	0.12
教育研究組織系統	48	36%	132	30%	1.22
設置規程の有無					
設置規程がある	84	64%	213	49%	4.31 *
上位の組織のみ設置規程がある	28	21%	54	12%	5.52 *
設置規程はない	19	14%	157	36%	15.20 **
予算措置					
独立した予算がある	75	57%	133	30%	19.30 **
倫理規程					
倫理規程をもっている	19	14%	52	12%	0.51
評価・自己点検					
活動内容の公表	85	64%	91	21%	62.22 **
自己点検評価	61	46%	180	41%	0.60
外部評価	16	12%	22	5%	7.62 **
周知度の把握	24	18%	52	12%	3.00
相談機関数	133		439		

注) \*\* p&lt;.01, \* p&lt;.05

#### 4節 大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的學生支援」と「専門的學生支援」の「連携・協働」－

2007(平成19)年3月「独立行政法人日本学生支援機構(以下機構と略す)」より上記の報告書が公表された。支援機構学生生活部(2007)はその公表の経過を次のように説明している。「廣中レポート(2000)」以降、学生の多様化は更に進み、学生支援の重要性はますます高まっている。機構による調査(2005年11月)によると学生相談の状況は学部生、大学院生の相談が増加傾向にあり、相談内容も「対人関係」、「精神障害」、「心理性格」、「修学上の問題」、「進路・就職」、「発達障害」等その内容も複雑化が進んでおり、学生支援の基盤として、大学における学生相談体制の充実が急務になっている。こうした状況に対処するために機構は学生相談の専門家を中心とする調査研究会(座長 苫米地憲昭 国際基督教大学カウンセリングセンター長)を設置し検討を開始した。調査研究会は約1年半にわたる検討を行い報告書を取りまとめている。報告書は4章と参考資料73ページからなっている。

本報告書(以下苫米地レポート)は長年学生相談に関わってきた筆者から見ても図や絵が適切に配置され、また伝えたいことが最初に簡潔に提示され、読みやすくなっている。第1章「基本的な考え方」においては大学における学生支援・学生相談体制の望ましいあり方を検討するための基本的考え方が提示されている。1)教育の一環としての学生支援・学生相談という理念に基づき、すべての教職員と、学生相談の専門家であるカウンセラーとの連携・協働によって学生支援が達成される。2)大学は、学生期の課題を念頭に置きつつ、学生の多様化という現状を常に把握し、学生の個別ニーズに応じた学生支援を提供できるよう大学全体の学生支援力を強化していく必要がある。3)日常的な学生支援、制度化された学生支援、専門的學生支援の3階層モデルによる総合的な学生支援体制を、各大学の特性・特色を生かして整備することが望まれる。また、各層の活動がより効果を発揮するために、教職員の立場に応じた研修、情報交換及び提言、基礎となる研究等の機能が重要である。以上の基本的な考えをその後わかりやすく具体的な例を示しながら説明している。学生期の課題に応じた学生支援の節等は特に参考になろう。学生支援の3階層モデルを図1に示した。

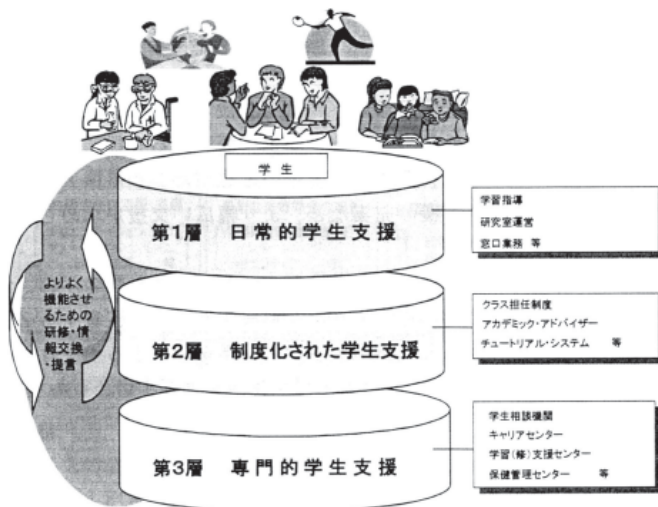


図1 学生支援の3階層モデル

第2章「総合的學生支援体制の整備」では学生相談の観点から、学生支援体制を総括する機能が述べられたあと、「学生支援の3階層モデル」にそって、大学における総合的な学生支援体制を整備していくための必須事項や留意点が説明されている。たとえば日常的な学生支援（第1層）においては、「教職員に求められる基本姿勢と対応」や「支援が必要な学生に対しての姿勢」などについても具体的にその意味や留意点が述べられている。同様に制度化された学生支援（第2層）、専門的學生支援（第3層）においてもわかりやすく書かれておりそれぞれの担当者にとっても参考になるものと思われる。

第3章「学生相談体制のあり方」では「廣中レポート」で指摘されたカウンセラー等の充実による学生相談機関の整備という課題は一層積極的に取り組まれるべき状況にあるとして、学生相談体制について述べられている。「学生相談機関の設置」、「学生相談機関の役割・活動」について具体的に説明されたあと、「カウンセラー等の充実」ではカウンセラーの配置数として、日本で最も機能している学生相談機関においては学生1,500人に一人、専任カウンセラーは位置されていると述べている。しかし3節で見てきたように国立大学を除けば専任カウンセラーが配置されていない大学が多いのが現状である。米国では学生数1,000～1,500人あたり1人の基準が設けられ、英国では3,000人あたり1人が推奨されている（注2、注3）。そこで学生の

個別ニーズに一層応えられるよう最低限 3,000 人あたり 1 人の配置を提言をしている。次に「学生相談機関からの情報発信」について述べられ、最後に「学生支援・学生相談の日米比較」が表（報告書 24-25p）に整理されている。

第 4 章「ネットワークづくりと研修体制」では大学が取り組むべき学生支援の今日的な課題を取り上げ、これらに対し教職員とカウンセラー等がどの様に連携・協働して対応していくことができるか、そしてその際の留意点としての守秘の問題をどの様に認識しておく必要があるかについて述べられ、最後に研修体制についてもふれられている。今日的課題として①学業・不登校学生への支援、②自殺をめぐる問題、③事件性のある諸問題（ストーカー行為、ハラスメントなど）、④障害のある学生への支援の 4 つを取り上げ、それらの問題に対しての「日常的学生支援（第 1 層）」、「制度化された学生支援（第 2 層）」、「専門的學生支援（第 3 層）」について、具体的な場面や連携・協働について述べられている。次に連携・協働のための留意点として守秘義務がある。学生の個人データを共有する場合は、個人情報保護の関係諸法規やガイドラインを遵守する必要がある。但し、危機対応や教育・指導の目的で学内の他部署と共有する必要が生じる場合もある。この場合も個人情報保護法の理念を理解した上で危機対応の場合を除き、事前に学生の同意を得ることが原則であるという留意点などが述べられている。最後に学生支援に関わる教職員には、関連する知識や学生対応のスキルを向上させることが要請されており、そのための不断の研鑽と継続的研修が必須であることが強調されている。

参考資料として、（1）学生相談機関の事例、（2）「認証評価機関」の評価基準等、（3）「学生支援情報データベース」における「学生相談」関連項目が紹介されている。（1）については、特徴的な方策や組織形態を示しており、かつ、調査研究会が直接訪問してその実態について確認できた 9 校が紹介されている。各校とも、「大学の概要」、「学生支援体制の全体像（広義の学生相談）」、「学生相談体制と活動の実際（狭義の学生相談）」、「学内連携のあり方」の順に記載し、図表によって視覚的に把握しやすくなっている。ここでは日本の 7 大学、米国と英国のそれぞれ一つの大学名とその副題だけと東北大学の取り組みを紹介する。①東北大学－全学と部局を結ぶ学生支援・相談体制－、②名古屋大学－ 3 部門からなる学生相談総合センターの展開、③広島大学－身近な人で支え合うコミュニティベースの支援体制－以上が国立大学である。私立大学では④国際基督教大学－リベラル・アーツ教育と学生相談－、⑤立教大学－「よろず相談」がつなぐ学内連携－、⑥甲南大学－地域貢献を視野に入れた中規模私立大学の試み－、⑦広島経済大学－中規模私立大学における学生相談体制－の 4 大学である。また米国では⑧ミ

ネソタ大学－アメリカの大規模・分散型大学での学生相談－、英国では⑨エセックス大学－イギリス（中規模大学）における学生相談－が取り上げられている。

東北大学は学生数約 17,700 人、教職員数 4,900 人。学生支援の取り組み主体として各学部・大学院研究科としての取り組みと全学的基盤としての取り組みがある。学生相談所が中心となって、「学生支援全学連携・連絡会」など 3 つの協議会があり連携・協働をはかっている。学生相談所には教員身分の常勤相談員 5 名、インターカー 1 名、相談所長は副学長が兼ねている。来談者数は 766 人、相談のべ回数は 3,570 回、その他にハラスメント相談窓口として、相談件数 24 件、延べ 420 回。その他に啓発的授業として「学生生活概論」などを担当している。部局としての取り組みとして、理学・理学研究科、工学・工学研究科、農学部・農学研究科、文系 4 学部にはキャンパス支援室・学生相談室など配置し、学生相談所及びキャリア支援センター・保健管理センターと連携・協働をはかっている。

(2) については「学生支援」に関連する①「大学基準協会における基準及び主要点検・評価項目」、②「大学評価・学位授与機構における大学評価基準」、③「日本高等教育評価機構における大学評価基準」が紹介されている。

以上、報告書の概略について紹介してきたがその報告書に対して、教育関係者、メンタルヘルスの専門家からの多くの論評が多く見られるが、ここでは学生相談に関わっている専門家の感想や論評を取り上げていく。

本調査研究会の座長を務めた苦米地（2008）は平成 19 年学生支援合同フォーラムの「学生支援の充実方策に向けて」のパネルディスカッションの中で、本報告書の要点と特色として、この節で紹介したように、1) 教育の一環としての学生支援・相談、2) 学生支援の 3 階層モデル、一番上に学生が配置されていることを強調（図 1 参照）している。3) 学生支援を統括する機能、4) 学生期に応じた学生支援、5) 学生相談体制のあり方についての具体的提言、6) 情報発信の必要性とそのための研究、7) 研修体制の充実の 7 つを上げ、大学教職員、行政職の方に是非読んでいただき、活用していただきたいと結んでいる。

調査委員会の委員の一人であった鶴田（2007）は日本学生相談学会の理事長として、その報告書についての感想を一言で言うと、「学生相談の実践から生み出された、借り物でない指針ができた」「学生相談の基本的枠組みができた」というものであると述べている。そして苦米地がまとめたように、①学生支援のあり方を示す「学生支援の三層モデル」、②大学全体のシステムが不可欠、③カウンセラー充実が不可欠、④実践を支える研究が不可欠、

⑤専門性に基づいた研修が必要、⑥一時的なブームに終わらせたいけないと提言及び警告をしている。

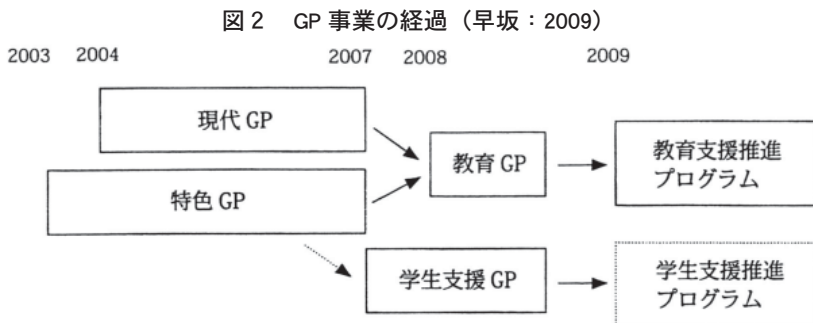
加藤（2007）は大学をめぐる社会状況の変化によって、大学も教職員も自己評価を迫られ、第三者評価に緊張感を募らせている。学生の不登校や授業欠席に敏感になり学力向上に苦心し、アカハラ・セクハラといった新しい認識を身に付けなければいけない。そして大学もクラス担任制になり、出席の重視、授業回数の徹底、教授方法が問われ、保護者からのクレームにも敏感に対応することが求められている。しかしその積極的支援はともすると学生管理になる危険も含み、学生の成長を妨げることもあることを指摘している。学生支援の三階層モデルについてはその基本をしっかりと押さえており、その基盤があってはじめて学生支援が活性化する。しかしその熱意が学生の負担になっていたり、傷つきの体験となっていることを自身の事例を交えて指摘し、さらなる創意工夫の必要性を述べている。また学生相談室は大学の問題点に早く気づくことが多いがそれを学内に報告することは思いのほか難しいと自身の体験を交えて論じている。そして学生の立場に立っていることは重要であるがしかし非常勤カウンセラーや経験の少ない若手カウンセラーにとって重い課題になると述べている。そして各階層の交流及び連携・協働が必須であり、不可欠ということはその通りであるとしながらも、しかし現実的に考えてみるとなかなか大変なことであることに気づく。教職員は皆忙しい。「心」の成長にはゆとり、時間、守りと抱え、覚悟と度胸と勇気がどうしても必要であると強調している。この指摘は重い指摘であり大学とは、学生相談とは何かを考えさせる問いかけである。

#### 5 節 学生相談に関連する高等教育政策（GP 事業）の動向

学生相談学事始め（3）でふれたように1998（平成10）年に大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方策－競争的環境の中で個性が輝く大学－」を答申した。大学設置基準の大綱化、国公立大学の法人化により、定員管理はなくなり大学の裁量に任されるようになる。そして「計画－達成度評価－次期計画」という行動図式により予算と人員配置が決定されることになる。これまで見てきたように大綱化により学生相談に関する定員配置に大学間に差が見られるようになった。また「廣中レポート」による影響は国立大学においては顕著であったが公立や私立への影響はほとんど見られなかったことを考察してきた。しかし法人化により学生相談・学生支援の力の入れ方は各大学の中期目標・中期計画において差をもたらすことが当然考えられる。

文部科学省によるGP（Good Practice）事業は大学や学部の優れた教育的取り組みに財政支援を与えることが特色であり、2003（平成15）年からこれまで様々なGPプログラム（下GP）が展開されている。早坂（2009）は

図2に示すように GP 事業を整理している。



「特色ある大学教育支援プログラム（以下特色 GP）」は2003年に始まり、募集するテーマは当初、「総合的取り組み」、「教育課程」、「教育方法」、「学生の学習及び課外活動への支援」、「地域・社会への連携」の5つの部門であったが、2006年から「教育課程」、「教育方法」、「その他の教育」の3つに集約されている。2007年度をもって特色 GP は終了し、2008年度から「質の高い大学教育プログラム（以下教育 GP）」に統合された。特色 GP の学生支援関連は実質的に2007年度から始まった「新たな社会的ニーズ対応した学生支援プログラム（以下学生支援 GP）」に継がれていったと早坂（2009）は推察している。「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（以下現代 GP）」は2004年から7年まで続いた GP である。4年間で設定されたテーマは「地域貢献」、「産業貢献（キャリア教育含む）」、「環境教育」、「情報教育」に分けられる。2007年をもって募集を停止し、「教育 GP」に統合された。「学生支援 GP」は2007年から8年まで2年間継続した GP であり、大学教育としての学生支援をテーマにしているので学生相談と関連の深い GP といえる。

学生相談関連で特色 GP に選定されたのは2006年度の立教大学の「学生相談を核とした全学的学生支援の展開－学生と大学をつなぐ『よろず相談』の活用－」である。その概要は4節に紹介した報告書（2007）の立教大学のところで紹介されている。早坂は学生支援 GP に選定された2年度分の取組を分析し、表4に示すように育成型と支援型に分類している。そして年度ごとの選定取組に変化が見られていることを指摘している。すなわち、2007年度は「育成型」約7割、支援型が約3割であったが2008年度は8割、2割で育成型が占める割合が多くなっている。



表4 学生支援 GP の選定取組の分類

育成型	「社会人基礎力」、「キャリア開発」、「リーダー」等、目標とする学生像や資質を設定し、そうした学生を育成するための取り組み
(1)	教育プログラム型：目標とする学生像や資質修得のためのプログラムを企画し実施する 例：「市民社会におけるリーダーシップ養成支援」(大阪大学)、「学生部による社会人基礎力形成支援の新展開」(明治大学)
(2)	自主的活動促進型：学生の自主的活動を促進するシステムを大学が整備し、それにより目標を達成する 例：「地域に根ざしに学ぶ共生的人間力」(神戸大学)、「学生による若者と社会のための自主活動支援」(立命館アジア太平洋大学)
(3)	キャリア教育型：学生のキャリア開発、職業意識の向上、就職支援を目的にプログラムを企画し実施する 例：「高大生人生設計支援プログラム」(富山大学)、「技術系女子学生の継続的なキャリアデザイン」(広島工業大学)
(4)	健康教育型：心身が健康な人間を育成するためのプログラムを企画し実施する 例：「心と体の育成による成長支援プログラム」(金沢大学)、「健康の自己管理能力を養う食育支援」(東北福祉大学)
支援型	修学、生活、障害等、様々な問題やハンディキャップをもつ学生に対し、入学から卒業まで総合的な支援をしていくための取り組み
(1)	多様な学生支援型：多様な学生に対する大学の支援力をアップするシステムを整備する 例：「潜在的支援力を結集した支援メッシュの構築」(名古屋大学)、「夢を育むe-学生支援」(北見工業大学)
(2)	障害学生支援型：障害がある学生への大学の支援力をアップするシステムを整備する 例：「障害学生と共に学べる総合的學生支援」(宮城教育大学)、「発達障害を有する学生に対する支援活動」(プール学院大学)

GPの最大の特徴はこれまで研究分野だけであった競争的資金を教育分野にも適用し、大学や学部といった組織全体の取組を支援することにある。そしてGPの大学教育全体へ与えた影響として4つ上げている。①教育の質に対する意識の高まり、②教育の質の標準化、③教育の評価、④大学職員の多様化である。③の教育の評価ではGPは「短期間で客観的成果が示せる教育」の台頭と「長期的で成果を客観的に示すのが困難な教育」の衰退をもたらす危険性を指摘している。また学生支援と学生相談への影響として、廣中レポートで強調された「教育の一環としての学生支援・学生相談」の認識が定着する契機になったことやGPだけではないが学生相談の重要性の認識向上と相談機関の組織的強化に一定の役割をはたしていると考えしている。しかし問題点として、現在国が推進している学生支援は育成型の学生支援であり、学生相談は支援型の学生支援に位置づけられ、「長期的で成果を客観的に示すのが困難な教育」であるので最近トレンドから離れつつあると予測している。そしてカウンセラーの雇用形態の多様化を上げ、非常勤カウンセラーの増加と任期付き教員カウンセラーの採用をその特徴としてあげている。

以上早坂の論文や阿倍(2008)、足立(2009)の論文を参考にGP事業とその影響について述べてきた。この節で強調したかったのは学生支援・学生相談の大学間の格差が更に広がる危険性について指摘したかったからである。学生支援の三階層モデルにおいて連携・協働の中心となるのが学生相談機関である。4節でも指摘したように、連携・協働が機能するには、カウンセラーは常勤でかつ教員身分が望ましいのはいままでのない。しかし大学の置かれた状況は前述のように厳しいものがある。学生支援・学生相談関係者はそのような状況の中で三階層モデルを如何に工夫していくか生かしていくか問われることになる。

## 6節 本学の学生相談の特色

本学は1949（昭和24）年に文部省より熊本女子大学として設置が認可されている。当時は学芸学部の一学部で文学部2選考40人、生活学部40人、計一学年80人で出発している。その名称変更や定員増などもあり、1980（昭和55）年に、文学部2学科80人、生活科学部3学科120人、計一学年200人と発展している。その後1994（平成6）年には男女共学化され、熊本県立大学と改称されている。文学部2学科80人、生活科学部2学科80人、新設された全国初の学部、総合管理学部280人、計1学年440人の中規模大学へと改編されている。その後、1999（平成11）年に生活科学部が改組され環境共生学部に、さらに大学院も整備され、2010（平成22）年にはすべての大学院研究科に博士課程が増設されている。学生数は2012（平成24）年5月1日現在、学部生2,142人、大学院生137人、計2,279人である。

筆者が本学に赴任したのは1996（平成8）年4月であった。前歴により早速学生相談員に任命され、同時に始めた採用された嘱託の保健師とともに学生相談・保健相談にあたった。学生相談制度は県立大学に改称後存在していたが記録上機能しているようには見えなかった。それまで学生相談・保健相談が必要とされていなかったのは、本学の学生は比較的地味でまじめな地元出身の女子学生が多く、学生数も少なく、教職員との結びつきが強く家庭的雰囲気の中で悩みが解消されていたものと思われる。当初相談に来た学生たちの特徴として、内省的で神経症レベルの相談が多く、一昔前の学生の相談に乗っている印象を持ったものである。しかしそのうちストーカーまがいの相談などあり、前述の悩めなくて行動化しやすい学生も出てきた。また保健師が嘱託であるために2年の任期、保健室（学生相談室）の場所の問題、非常勤のカウンセラーの採用など学生相談の充実を図る意味もあり、平成16年度に、「熊本県立大学学生相談・保健相談の現状と充実に向けて（2005）」のテーマで学長特別交付金を学生部長等との連名で申請し採用された。そこで学生相談が充実している大学を中心に調査をおこない報告書を作成した。

平成18年度に本学が法人化された。中期目標として、「学生相談体制等の整備を図るとともに、・・・、学生が安心して安全な学生生活を送ることができる環境を整備する」と明文化され、中期計画として、「学生が相談相談しやすいように人的体制及び施設面で必要な整備を進める。①専任カウンセラー及び精神科医（非常勤）の配置又は保健師の常勤化により人的体制を準備する。②気軽に訪問できる場所に保健室、学生相談室を配置する。」とし年次計画も作られた。保健師の任期が延長され、そして週半日であったが非常勤カウンセラーも採用された（平成19年4月から）。平成21年4月に保健室が保健センターに改組され筆者がセンター長に任命された。中期計

画最後の年に保健センター移転計画が承認され、平成24年度中に保健相談室、カウンセリング室、集団療法室などを完備した保健センターが完成する予定である。そして保健センター事業報告書(創刊号)を2012年に発行した。本学の保健・学生相談体制は4節で述べた、専任カウンセラー配置基準の3000人に一人という基準から見れば、これまで筆者が兼任カウンセラーとして関わってきたとはいえ非常に少ない。とはいえ三階層モデルでいえば、多くの教職員が第1層の「日常的学生支援」に熱心に関わっており、2層の「制度化された学生支援」も機能している。しかし第3層の「専門的学学生支援」は恵まれているといえない。本学は事業報告書において述べたように発達障害を抱えた学生の相談が多く、教職員との連携・協働が多いところに特徴があると言えよう。

#### 7節 まとめ

本稿ではまず国・公立大学特に国立大学の法人化が学生相談体制に与えた影響について論じた。「廣中レポート」は報告書であったために国立大学への学生相談体制の充実に関して影響が強くあわれたが公立大学や私立大学へは影響が少なかった。しかし法人化は大学の中期目標・中期計画と関係し、学生相談体制への影響は、国立大学だけでなく公立大学へも現れてきた。また学生相談の状況として相談者数の増加や多様化・複雑化が進み、学生相談関係者と教職員との連携・協働が必要になってきた。そういう時期に合わせよう「苦米地レポート」が発行された。学生相談は教育の一環であるとの理念を引き継ぎ、さらに一步踏み込み、学生相談を中心とした視点から今日の学生支援に求められている課題を取り上げ、大学における実践モデルを提示している。連携・協働はこれからの学生支援のキーワードとなるが、その際守秘義務との関係に配慮しなければならない。次に学生支援・相談に関連する高等教育政策(GP事業)の影響を取り上げた。これらの事業は大学の職員への多様化等をもたらし、連携・協働に影響を与えていくものと思われる。最後に本学の学生相談・保健相談の歴史と特徴について報告した。

(注1)「学生相談室」の存在の項目がないために記載していない。

(注2) IACS (International Association of Counseling Service) の大学カウンセリングセンター基準

(注3) 英国学生相談学会に夜大学とカレッジのカウンセリング・サービスに対するガイドライン(田中健夫訳、2005)

## 文献

- 阿倍千香子 2008 2007年度の学生相談界の動向 学生相談研究 29 (1) 75-86
- 天野郁夫 2002 高等教育の変動 教育社会学研究 70 39-57.
- 足立由美 2009 2008年度の学生相談界の動向 学生相談研究 30 (1) 59-72
- 早坂浩志 2003 2002年度の学生相談界の動向 学生相談研究 24 (1) 66-74
- 早坂浩志 2009 GP事業の動向と学生支援及び学生相談への影響 学生相談研究 30 (2) 148-167
- 加藤美智子 2007 学生相談の苦渋～ひそやかなる“心”を見失わないために～ 大学と学生 35 - 41
- 熊本県立大学保健センター 2012 保健センター事業報告書(創刊号)
- 学徒厚生審議会答申 1958 学生の厚生補導の組織及びその運営について
- トロウ.M. 1976 高学歴社会の大学 天野郁夫・喜多村和夫訳 東京大学出版会
- 文部省高等教育局学生課編 1953 学生助育総論—大学における新しい学生厚生補導—
- 文部科学省 1998 21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—(答申)
- 文部省高等教育局・大学における学生生活充実に関する調査研究会 2000 大学における学生生活の充実方策—学生の立場に立った大学作りを目指して—(通称廣中レポート)
- 日本学生支援機構 2007 『大学における学生生活の充実方策について—「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」』
- 日本学生支援機構学生生活部 2007 なぜ、今、大学における学生相談体制の充実なのか—調査研究の背景 大学と学生 42-46
- 日本学生支援機構 2011 「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援取組状況に関する調査(平成22年度)」集計報告
- 日本学生相談学会特別委員会 1998 1997年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究 22 (2) 176-211
- 日本学生相談学会特別委員会 2001 2000年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究 27 (3) 81-108
- 日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会編 2010 学生相談ハンドブック 学苑社
- 大島啓利・林照仁・三川孝子他著 2004 2003年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究 24 (3) 269-304
- 大島啓利・青木健次・駒米勝利他著 2007 2006年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究 27 (3) 238-273
- 旺文社 2011 大学入試の温故知新 教育情報センター 4 1-9
- 大山泰宏研究代表 2000 高等教育の一機能としての学生サービスの研究 平成10-11年度文部省科学研究費研究成果報告書

- 齋藤憲司 1999 学生相談の専門性を定置する視点, 学生相談研究, 23 (1) p105-114
- 齋藤憲司 2005 基調報告「学生相談 50 年 - 今後の指針」が語るもの 第 38 回学生相談研究会議報告書 20-22
- 齋藤憲司 2010 学生相談の理念と歴史 日本学生相談学会 50 周年記念誌編集委員会編 学生相談ハンドブック 学苑社 10-29
- 下山晴彦 1991 これからの学生相談 全国学生相談研究会議編 キャンパスカウンセリング現在のエスプリ第 293 号 至文堂 46-60
- 下山晴彦・峰松修・保坂亨・松原達成・林照仁・齋藤憲司 1991 学生相談における心理臨床モデルの研究 心理臨床学研究 9 (1) 55-69
- 下山晴彦他編 2012 学生相談必携 GUIDEBOOK 金剛出版
- 田中宏尚 1990 保健管理センターにおける心理臨床 教育と医学 38 (5) 69-74
- 田中宏尚 2009 学生相談事始め (序) 熊本県立大学文学部文彩第 5 号 45-52
- 田中宏尚 2011 学生相談事始め (2) 熊本県立大学文学部紀要 17 47-65
- 田中宏尚 2012 学生相談事始め (3) 熊本県立大学文学部紀要 18 1-18
- 田中宏尚・古賀実・松本申一・牧野身佳 2005 熊本県立大学の学生相談・保健相談の現状と充実に向けて 平成 16 年度学長特別交付金報告書
- 苦米地憲昭 2008 「大学における学生生活の充実方策について」の要点と特色 平成 19 年度学生支援合同フォーラム報告書 27-28
- 鶴田和美 2007 日本学生相談学会から見た「大学における学生生活の充実方策について」 大学と学生 14-19
- 吉武清實・大島啓利・池田忠義他著 2010 2009 年度学生相談機関に関する調査報告 学生相談研究 30 (3) 226-271